平成２９年（フ）第９５６号
広島県廿日市市串戸４丁目２番16－１号（206）
債務者　くりんくりんこと　濵﨑　秀人
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９５７号
広島市安佐南区川内２丁目35番25―204号
債務者　渡利　　翼
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９６３号
広島県東広島市西条中央３丁目26番32―508号　ロデオドライブ
債務者　吉川由美子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第９８９号
広島県廿日市市城内１丁目６番22号（Ｂ101）
債務者　寄井　一幸
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０２５号
広島市西区観音新町１丁目３番26―303号
債務者　桝元　重治
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１０２６号
広島市西区観音新町１丁目３番26―303号
債務者　桝元　直美
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９９８号
福岡市南区鶴田１丁目18番12号
債務者　藤島　裕三
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０４９号
福岡市南区井尻３丁目24番５―105号
債務者　平井　章仁
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第９号
福岡市中央区警固２丁目17番23号
債務者　笠野　成子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５２１号
鹿児島市吉野町1892番地３
債務者　山下ひろ子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５４０号
鹿児島県日置市伊集院町大田3233番地１
債務者　丸山　知子
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第５４６号
鹿児島県鹿児島市宇宿８丁目６番11号　サンフローラＭ202号
債務者　安田　真麻
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月20日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１５７号
富山市大泉中町２－３　石黒マンション１－２、住民票上の住所富山県中新川郡立山町前沢新町657番地　ファーストガーデン306
債務者　島田　一浩
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　富山地方裁判所民事部

平成３０年（フ）第１号
長野県岡谷市加茂町２丁目17番515号
債務者　五十嵐ヨシ
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第３７８号
大分市緑が丘３丁目10番15号
債務者　河野　哲也
1　決定年月日時　平成30年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成３０年（フ）第６号
大分市大字田尻1450番地の11
債務者　甲斐可奈子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成30年１月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月22日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７９号
滋賀県彦根市野瀬町152番地３（101号）
債務者　井関　光子
1　決定年月日時　平成30年１月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　大津地方裁判所彦根支部

平成３０年（フ）第４号
兵庫県伊丹市大野３丁目191番地
債務者　中野　正高
1　決定年月日時　平成30年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月23日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係